

## 条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日	
条例の題名	三重県防災会議に関する条例	公 布 日	昭和37年10月13日	
条 例 番 号	昭和37年三重県条例第44号	直 近 改 正 日	なし	
所管部局課	防災対策部防災企画・地域支援課	電 話 番 号	059-224-2184	
条例の概要	災害対策基本法第15条第8項の規定に基づき、三重県防災会議の組織及び運営に関し、定数や部会の設置等の必要な事項を定めるものである。		条例の 類型	委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	災害対策基本法第14条第1項の規定により設置することとなっている。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	県が行うべき事務である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	法令と条例に基づき、会議は定期的開催されている。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
適法性	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	条例においては最小限の規定にとどめ、その他の事項は要領で規定している。	
	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	法令に基づく条例であり、特に必要な法改正も行われていない。	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
有効性	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	条例においては、会議に関する最低限の規定しか行っておらず、食い違いは生じない。	
	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	会議の運営等(手段)を定めることが目的の条例であり、整合は自ずと図られる。	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
効率性	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	会議運営の根拠を失する。	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	会議の運営等に関する最小限の規定しか行っておらず、廃止すべき規定はない。	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	その他必要な事項は要領で規定しており、現時点で条例に追加すべき条項はない。	
公平性	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	会議の適正な運営に効果がある。また、コストは事務的経費のみで配分は適正である。	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	県の総合的な防災対策を検討する会議であり、一部の県民を対象としたものではない。	
その他	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	コストは事務的経費のみであり、一部の県民に負担を求める性質の経費ではない。	
	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
点検・見直し結果	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
改正・廃止の必要はない	災害対策法に基づき設置されている「三重県防災会議」の運営等について定めたものであり、廃止はできない。また、その内容についても現時点で改める必要はない。	現在、国において災害対策基本法の改正が進められており、今後、委員の定数等について改正を行う可能性がある。	無	無